

## 吹田市中間検査の告示の概要（対象建築物、指定工程）

建築基準法第7条の3第1項第1号の規定により、3階建て以上の共同住宅が中間検査の対象となっています。（平成19年6月20日施行）

それ以外に吹田市では、同法第7条の3第1項第2号の規定により、平成20年4月1日から下記の間接検査を指定します。

＝ 平成20年4月1日から、計画通知についても中間検査の対象となります ＝

### ■ 対象となる建築物(確認申請・計画通知)

用途	構造	規模
住宅 (長屋、共同住宅、兼用住宅、寄宿舎、下宿を含む。)	全ての構造	申請部分の床面積の合計が50㎡超
住宅以外の建築物	全ての構造	申請部分の地階を除く階数が3以上
		申請部分の床面積の合計が300㎡超

### ■ 基礎工事の特定工程

用途	構造	規模	特定工程
住宅及び住宅以外の建築物	木造	3以上の階数	基礎の配筋工事
		延べ面積500㎡超	
		高さ13m超又は軒の高さ9m超	
	上記以外の構造（型式適合認定、型式部材等製造者認証による構造等を除く）	2以上の階数	
		延べ面積200㎡超	

### ■ 建方工事の特定工程

用途	構造	規模	特定工程
住宅及び住宅以外の建築物	木造	対象となる建築物全て	屋根の小屋組の工事
	鉄筋コンクリート造		2階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事）
			2階の床版の取付け工事（平屋については、建方工事）
	鉄骨造		2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事
	鉄骨鉄筋コンクリート造		屋根の工事
	その他の構造（型式適合認定、型式部材等製造者認証による構造等を含む）		該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）
2以上の構造の区分にわたる構造			

### ■ 問い合わせ先

吹田市都市整備部開発調整室 建築審査担当

電話 06-6384-1984（内線2688、2693）